

○北本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

平成 10 年 3 月 26 日

告示第 40 号

改正 平成 14 年 3 月 27 日告示第 30 号

平成 17 年 3 月 31 日告示第 39 号

平成 17 年 5 月 31 日告示第 103 号

平成 18 年 3 月 14 日告示第 33 号

平成 23 年 9 月 30 日告示第 193 号

平成 24 年 3 月 28 日告示第 55 号

平成 26 年 3 月 4 日告示第 20 号

平成 28 年 2 月 23 日告示第 25 号

平成 28 年 9 月 1 日告示第 181 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 68 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 53 号

平成 31 年 3 月 25 日告示第 47 号

注 平成 23 年 9 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この告示は、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を入れ替え、合併処理浄化槽を設置した者に対し、補助金を交付することにより、家庭雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(平 23 告示 193 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭雑排水 一般家庭（店舗併用を含む。）の台所、浴室等

から排出される汚水（し尿及び既存単独処理浄化槽による処理水を除く。）をいう。

(2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物をいう。

(3) 合併処理浄化槽 し尿及び家庭雑排水を併せて処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項に規定する技術上の基準及び同条第2項に規定する構造基準に適合するもののうち、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録され、かつ、浄化槽設置設備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に規定する環境配慮型浄化槽であるものをいう。

(4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(5) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。

(6) 転換 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えること（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴い実施される入替えを除く。）をいう。

（平23告示193・平28告示25・平29告示68・一部改正）

（補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、北本市生活排水処理基本計画で定めた浄化槽整備区域とする。

(平 2 3 告示 1 9 3 ・ 一部改正)

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、補助対象地域内において、自己のし尿及び家庭雑排水を処理するために、転換をしようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 市税を完納していない者

(平 2 3 告示 1 9 3 ・ 一部改正)

(補助金額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を合計した額とする。

- (1) 処分費 既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の処分(清掃、消毒、汚泥処理、撤去及び掘り起こしを含む。)及び処理(収集運搬、中間処理及び最終処分を含む。)に要する費用の額の合計額と 60,000 円のいずれか少ない額
- (2) 配管費 し尿及び家庭雑排水を合併処理浄化槽に流入させるための管並びに合併処理浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるための管に係る費用の額並びにその設置工事(放流ポンプ槽の設置工事及び土質悪化板工事を含む。)に要する費用の額の合計額と 160,000 円のいずれか少ない額
- (3) 設置費 前 2 号に掲げるもののほか、合併処理浄化槽の設置

に要する費用の額と次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額のいずれか少ない額

ア 5人槽を設置する場合 382,000円

イ 6人槽又は7人槽を設置する場合 464,000円

ウ 8人槽、9人槽又は10人槽を設置する場合 598,000円

(平23告示193・全改、平28告示25・平30告示53・一部改正)

(補助金交付申請)

第6条 第4条の規定に該当し、補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽を設置する前に、合併処理浄化槽設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽の構造図
- (3) 設置場所の案内図及び配置図
- (4) 工事請負金額の見積書の写し
- (5) 設備士免状の写し
- (6) 浄化槽に関する調書の写し
- (7) 賃貸人の承諾書の写し(住宅等を借りている場合に限る。)
- (8) 登録浄化槽管理票(C票)
- (9) 保証登録証
- (10) 浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査に係る払込金受領証(郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の受付印が押されているものに限る。)の写し
- (11) 浄化槽法第11条第1項に規定する水質に関する検査(以

下「定期検査」という。)に係る依頼書の写し

(12) 合併処理浄化槽維持管理誓約書(様式第2号)

(平23告示193・平24告示55・平31告示47・一部改正)

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置補助金不交付通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知するものとする。

(平31告示47・一部改正)

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更承認の可否を決定し、合併処理浄化槽変更承認等通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(平31告示47・一部改正)

(完了届の提出)

第9条 申請者は、合併処理浄化槽の設置が完了したときは、完了後1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置完了届(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し
- (2) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (3) 設置工事の領収書の写し
- (4) 設置工事の写真
- (5) 合併処理浄化槽施工チェックリスト
- (6) 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の処分及び処理に係る領収書の写し、産業廃棄物管理票の写し及び工事の写真（処分費を申請した者に限る。）
- (7) 配管工事に係る領収書の写し及び工事の写真
- (8) 定期検査に係る払込金受領証（郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の受付印が押されているものに限る。）の写し

（平 2 3 告示 1 9 3 ・ 平 3 1 告示 4 7 ・ 一部改正）

（交付額の確定）

第 1 0 条 市長は、前条の届出があったときは、現地調査及び書類審査をし、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（平 3 1 告示 4 7 ・ 一部改正）

（補助金の請求）

第 1 1 条 前条の規定による通知を受けた者は、合併処理浄化槽補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（平 2 3 告示 1 9 3 ・ 追加、平 3 1 告示 4 7 ・ 一部改正）

（補助金の返還）

第 1 2 条 市長は、申請者が虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(平 2 3 告 示 1 9 3 ・ 旧 第 1 1 条 繰 下)

(委 任)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 3 告 示 1 9 3 ・ 旧 第 1 2 条 繰 下)

附 則

- 1 この告示は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北本市家庭雑排水処理事業補助金交付要綱(昭和 6 3 年要綱第 8 号)は、廃止する。

附 則 (平成 1 4 年告示第 3 0 号)

この告示は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年告示第 3 9 号)

この告示は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年告示第 1 0 3 号)

この告示は、平成 1 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年告示第 3 3 号)

- 1 この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、施行の日以後に受け付ける申請について適用し、同日前に受け付けた申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 3 年告示第 1 9 3 号)

- 1 この告示は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に限り、下水道法(昭和 3 3 年法律第 7 9 号)第 4 条第 1 項の規定による下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の区域において合併処理浄化槽を設置する場合(改正後の北本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の

規定により補助金の交付を受けることができる場合を除く。)は、当該合併処理浄化槽を設置する者を改正後の第4条第1項に規定する合併浄化槽への転換をしようとする者とみなす。この場合において、当該者に交付する補助金の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、当該合併処理浄化槽の設置に要した費用の2分の1の額(その額が120,000円を超える場合にあつては、120,000円)とする。

附 則 (平成24年告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第25号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第181号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第68号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3号の規定は、この告示の施行の日以後に申請される合併処理浄化槽について適用し、同日前に申請された合併処理浄化槽については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年告示第53号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2号の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の額について適用し、同日前に申請された補助金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年告示第47号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。



